

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部 図書館

番号 9

許認可等の内容		郵送貸出し
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立図書館運営規則第14条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者</p> <p>②①に掲げるもののほか、視覚障害その他の理由により図書館資料の利用が困難な者</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年4月1日設定(29年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5 日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成20年4月1日設定(29年10月1日最終変更)